

## 大阪府理学療法士会学術賞選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、総合理学療法学の投稿論文から学術賞を選考するために必要な事項を定める。

### (表彰の趣旨)

第2条 一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、当センター）は、理学療法の進歩、並びに大阪府民の医療、保健及び福祉の進歩に期するために大阪府理学療法士会学術賞（以下、本賞）を設ける。

### (対象)

第3条 本賞は、公益社団法人大阪府理学療法士会会員が筆頭著者である論文を対象とする。

### (対象数)

第4条 選考は、大阪府理学療法士会学術賞として1編、大阪府理学療法士会学術奨励賞として3編以内とする。ただし、対象がない場合、選考は行われない。

### (基準)

第5条 本賞の対象となる論文は、発表内容に創造性、客観性、論理性、企画性、将来性、理学療法への貢献性が認められ、他学会または他雑誌に未発表のものであり、かつ、ヘルシンキ宣言の倫理コードに抵触しないものとする。

### (選考方法)

第6条 当年度に掲載された投稿論文の中から表彰候補者推薦委員会（以下、委員会）によって論文を選考する。

- 2 委員会は、査読委員会委員長、生涯学習局担当理事および委員で構成される。
- 3 前条で定める基準を満たす論文から本賞にふさわしいものを選び、選出された表彰候補者を理事会に推薦し、理事会において決定する。

### (褒賞)

第7条 当センターは、褒賞として、本賞の筆頭著者に賞状ならびに副賞を授与する。

### (表彰の方法)

第8条 本賞を決定したときは、翌事業年度に開催する大阪府理学療法学術大会において、理事長が、賞状と副賞の授与をおこなう。

(補則) 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則) 本規程は令和3年4月21日から施行する。

本規程の変更は、令和8年1月14日から施行する。